

別表第一の二(第一条の二関係)

(表)

| | |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p>第 号</p> <p>氏 名</p> <p>生 年 月 日</p> <p>所 属 機 関 名</p> <p>所 属 機 関 所 在 地</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 10px auto; text-align: center; vertical-align: middle;"> <p>写 真</p> </div> | <p>左記の者は、測量法第15条第1項の規定により、国土地理院の 測量計画機</p> <p>長 命 令 関 の 委 任 に基づいて土地に立ち入ることができる者である ことを証する。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">発行機関 印</p> |
|---|--|

(裏)

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------|--|--|--|-----------------|--|--|--|----------------|--|--|--|
| <p style="text-align: center;">測量法(昭和24年法律第188号)抜粋</p> <p>第15条 国土地理院の長又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者は、基本測量を実施するために必要があるときは、国有、公有又は私有の土地に立ち入ることができる。</p> <p>2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない。但し、占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項に規定する者が、同項の規定により土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。</p> <p>第39条 第14条から第26条までの規定は、公共測量に準用する。</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 15%;">有 効 期 間</td> <td style="width: 25%;">自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td style="width: 25%;">自 年 月 日 至 年 月 日</td> <td style="width: 35%;">自 年 月 日 至 年 月 日</td> </tr> <tr> <td>作 業 地 域</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作 業 の 名 称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>発 行 機 関 の 印</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> | 有 効 期 間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 作 業 地 域 | | | | 作 業 の 名 称 | | | | 発 行 機 関 の 印 | | | |
| 有 効 期 間 | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 自 年 月 日 至 年 月 日 | 自 年 月 日 至 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | |
| 作 業 地 域 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 作 業 の 名 称 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発 行 機 関 の 印 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(用紙の寸法は、日本産業規格B8とする。)

備考 不要の文字は、発行機関で消すこと。